

予定建築物等以外の建築等許可申請書 ( 都市計画法 第 42 条第 1 項 )

年 月 日

久留米市長 あて

申請者 住 所.....

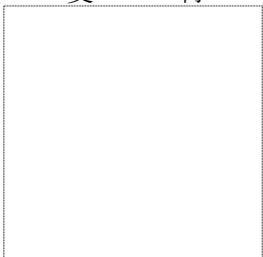
氏 名.....

都市計画法第 42 条第 1 項ただし書きの規定による予定建築物以外の

{ 建築物 { の新築  
への改築  
への用途変更 } } の許可を申請します。  
特定工作物の新設

1. 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号
2. 予 定 建 築 物 の 用 途	
3. 土 地 の 所 在 地 番	
4. 変 更 後 の 建 築 物 の 用 途	
5. 法 第 34 条 の 該 当 号	(変更後の建築物が法第 34 条第 1 号から第 12 号までのいずれかに該当する場合のみ記入すること。)
6. 変 更 の 理 由	

※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号の
-----------	------------

※ 受 付 処 理 欄	受 付 
----------------------------	--

注 1. ※印のある欄は記入しないこと。

予定建築物等以外の建築等許可書 ( 都市計画法 第42条第1項 )

年 月 日															
久留米市長 あて															
申請者 住 所.....															
氏 名.....															
都市計画法第42条第1項ただし書きの規定による予定建築物以外の															
<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">建築物</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">                 の新築                  への改築                  への用途変更             </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 10px;">}</td> <td style="padding: 0 10px;">の許可を申請します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 0 10px;">特定工作物の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		{	建築物	{	の新築 への改築 への用途変更	}	}	の許可を申請します。		特定工作物の新設					
{	建築物	{	の新築 への改築 への用途変更	}	}	の許可を申請します。									
	特定工作物の新設														
1. 開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号														
2. 予 定 建 築 物 の 用 途															
3. 土 地 の 所 在 地 番															
4. 変 更 後 の 建 築 物 の 用 途															
5. 法 第 34 条 の 該 当 号	<small>(変更後の建築物が法第34条第1号から第12号までのいずれかに該当する場合のみ記入すること。)</small>														
6. 変 更 の 理 由															
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号の														

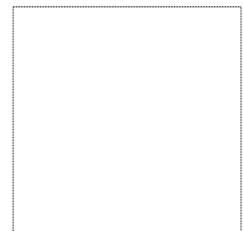
上記については、次の条件を附して許可します。

(条 件)

予 定 建 築 物 の 概 要	敷地面積	㎡
	区画数・棟数	区画・棟
	建築物の用途	
	構造・階数	
	建築面積	㎡
	延べ面積	㎡

第 年 月 日

久留米市長



- 備考1 この許可のほか、建築基準法による確認が必要です。その際、確認申請書にこの許可書の写しを添付してください。
- 2 この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に久留米市開発審査会に対して審査請求することができます。ただし、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては行政不服審査による不服申立てをすることができません。